

4. 手続きの流れ

手続き内容	期間
交付申請書を提出（見積書等を添付）	5/10(金)～15(水)
抽選（補助対象者を決定）、結果通知	5月下旬
工事・支払完了	交付決定～10/31(木)
実績報告書を提出（領収書・写真）	工事費支払後30日以内
書類確認（町）→ 補助金額確定	2週間程度
請求書を提出 → 振込【終了】	2週間程度



5. 補助認定業者一覧（令和6年4月1日時点）

No.	事業者名称	No.	事業者名称	No.	事業者名称
1	阿部勝建設	2	(有)荒屋タイル店	3	(有)祝田電気工事
4	(有)岩間建設工業	5	(株)上野工務店	6	小笠原建設
7	(有)小松組	8	三陸電業(株)	9	(有)高清水
10	(有)田中興業	11	田中電気工事(株)	12	司土建
13	(有)トミーシステム	14	野崎建設	15	(株)藤清工務店
16	(株)藤原組	17	松村建設(株)	18	(有)丸晴
19	(有)まるたに商事	20	(有)八幡組	21	(株)山口建設
22	(株)山千	23	S K C水道設備	24	大安環境(有)
25	家子不動産開発(株)	26	中村設備	27	赤武石油ガス(株)
28	(有)エイワ工業	29	山陰設備(株)	30	(株)鈴藤商店
31	阿部設備	32	川勝商店	33	吉里吉里水道工事
34	佐々展建築	35	PLUSデンキ	36	佐野住宅
37	(株)小原工建	38	万作工務店	39	澤館電気
40	藤原建築	41	菊池板金	42	北塗興業
43	秀建工業	44	阿部長建設	45	一兜建築
46	ライフでんき	47	ささき工務店	48	松永建築
49	水車建設	50	堀合 公也	51	中井建築
52	菊池左官工業	53	貴建	54	金崎建築
55	(有)クラモト塗装工芸	56	山崎 達男	57	大槌塗装
58	インテリア坂本	59	三浦 忠義	60	秀栄内装
61	マルタカ建築	62	山圭ホーム	63	(株)廣和建匠
64	藤総業				

6. 申請書類

- (1)住宅建設等促進事業補助金交付申請書（産業振興課又は町ホームページにて入手できます）
- (2)住民票抄本
- (3)工事金額の内訳が確認できる書類（見積書の写し等）
- (4)建物を所有していることが確認できる書類（固定資産税納税通知書の写し等）
- (5)完納証明書
- (6)位置図



【大槌町ホームページ】

上半期募集

建設業応援補助金

住宅建設等促進事業補助金

新築

改築

増築

解体

補助上限

30万円

【補助率】3/4以内

※被災関連の補助を受け
住宅再建した方は対象外
(補修は除く)

受付期間：令和6年5月10日～15日（消印有効）

対象工期：交付決定日～10月末（未着手に限る）

※予算上限に達した場合、受付期間終了後、抽選により決定いたします。

【問い合わせ先】大槌町産業振興課商工観光係（TEL：0193-42-8725）

1. 補助の対象工事と条件

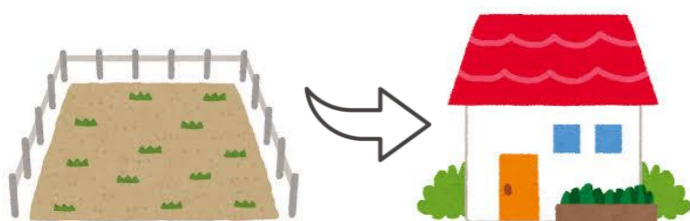
【対象条件（共通）】

次の全ての条件を満たし、且つ、改築・増築、解体、建替工事のいずれかに該当すること

- 補助認定業者（町内建設業者）に依頼する工事であること
- 申請時点において未着手（契約・発注を含む）であること
- 交付決定日以降に契約（発注）し、令和6年10月31日までに完了する工事であること
- 被災関連の補助金（※）等、住宅建設に補助金の交付を受けていないこと

（※定住促進事業補助金、被災者新築住宅支援事業補助金、被災者住宅再建支援事業補助金、土地区画整理事業区域内住宅建設補助金、空き家リフォーム支援補助金、その他補助金）

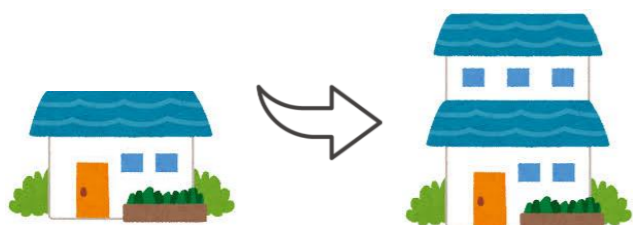
新築工事



【対象条件】

- 新たに住宅を建設する工事
- 令和7年3月末までに対象住宅に居住し、住民登録する者
（転入、町内転居のいずれも対象）
- 住宅の所有者（委任を受けた親族）

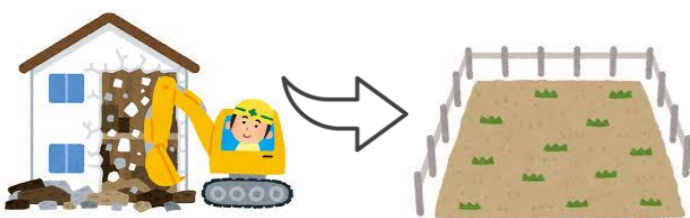
改築・増築工事



【対象条件】

- 修繕、改造等の工事
- 対象住宅に住所を有する者
（申請時点で1年以上経過）
- 住宅の所有者（委任を受けた親族）

解体工事



【対象条件】

- 住宅を解体し、更地にする工事
 - 1年以上空き家で築25年以上の建物
 - 住宅の所有者（委任を受けた親族）
 - 住宅の取得から1年以上経過している
- ※所有者（申請者）は町外在住でも可

【留意事項】

- 申請時点において着手（契約・発注を含む）している場合は、対象外。
- 契約・発注は交付決定日以降とし、期限（10月末）までに工事及び支払が完了すること。
- 実績報告書を工事費の支払が完了した日から30日以内に提出すること。
- 対象期間（～10月末まで）の延長は認めない。期限までに完了しない場合、対象外。
なお、事業を廃止する場合、別途手続きが必要となります。
- 所有者から委任を受けられる者は、対象住宅に居住し住所を有する3親等以内の親族に限る。

2. 補助金額

【補助上限額】 30万円

【補助率】 3/4以内（※消費税を除く対象経費分）

【交付回数】 住宅1件につき、1回限り（過年度も含む）

3. 補助対象経費

対象経費	備考（施工例）
【住宅内部】	
① 内壁（柱を含む）	壁紙の張替え、内壁の撤去
② 床（階段を含む）	床板の張替え、段差解消
③ 天井（梁を含む）	天井張替え
④ 建具	扉付替え、窓の断熱改修
⑤ 管・配線工事	給排水管工事、電気設備工事
⑥ 設備	取付工事（設置・接続・撤去）
【住宅外部】	
① 外壁（筋交いを含む）	外壁張替え、塗装、断熱改修
② 屋根（太陽光発電設備を除く）	屋根塗装、雨樋修繕
③ 玄関ポーチ	スロープ設置
④ 建具	雨戸の修繕・設置
⑤ 防犯設備	屋外照明、インターホン設置
【付帯設備】	
① 駐車場	車庫（屋根）設置、舗装
② 倉庫、物置	設置工事（基礎・設置）
③ 外構工事	舗装、ウッドデッキ修繕・設置
【解体又は建替工事】	
① 住宅撤去	空き家の解体工事

ただし、次のいずれかに該当する場合は、**補助対象経費から除く**ものとする

対象外経費	備考（補足）
① 付帯設備工事のみを実施する場合の費用	駐車場、倉庫・物置、外構工事のみ実施
② 住宅内部に設置する設備の購入費用	システムキッチン、畳等の本体費用
③ 倉庫及び物置の購入に係る費用	倉庫、物置の本体費用
④ 測量及び設計費用	測量、設計
⑤ 手数料	申請手数料、振込手数料、送料等
⑥ 造成工事費	整地、盛土等
⑦ 配線工事のうち、電話線等の設置工事	電話線、有線テレビジョン放送設備の設置
⑧ 産業廃棄物処分費	産業廃棄物処分費
⑨ 他の補助金等の交付を受けた箇所の工事費	国・県・町の補助金

<注意>

- ・付帯設備工事のみを行う場合、本補助金の対象とはなりません。
（例：カーポートの設置のみ、物置の設置のみ、など）

